

DNPグループ

化学物質に関するグリーン購入ガイドライン

Ver.2.0

2025 年 5 月

大日本印刷株式会社

1.はじめに

DNP グループは、社会や環境に配慮した責任ある調達を推進していくため、「DNP グループサステナブル調達ガイドライン」を定め、サプライヤーの皆様とともに、さまざまな活動に取り組んでいます。製品含有化学物質の管理については、人の健康と環境にもたらすリスクを低減するために、原材料・資材や製品に含有する化学物質をサプライチェーン全体で適切に把握・管理することが企業に求められていることをふまえて、サプライヤーの皆様には遵守いただきたいことを「DNP グループ化学物質に関するグリーン購入ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という)に定めています。

サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインの内容を確認いただき、DNP グループの取り組みにご協力賜りますようお願いいたします。

2.目的

本ガイドラインは、DNP グループが取り扱う製品、及び製品の製造に使用する原材料・資材等に含有する化学物質を適切に管理するためにサプライヤー様に遵守いただきたい事項、並びにこれらの化学物質に関するDNP グループの管理基準を定め、人の健康と環境にもたらすリスクを低減し、地球環境の保全に寄与することを目的とします。

3.適用範囲

本ガイドラインは、下記の「原材料・資材」又は「製品」をDNP グループに納入する、全てのサプライヤー様に適用します。また、別表1に定める管理対象化学物質及びその管理基準は、DNP グループが購入する下記の「原材料・資材」又は「製品」に適用します。

(1) 原材料・資材

- ①DNP グループが販売・頒布する製品を構成する材料：
紙、プラスチック、金属、ガラス、インキ、塗工・塗布剤、接着剤、テープ、添加剤、はんだ、梱包資材等
- ②DNPグループが販売・頒布する製品を構成する部材：
電気・電子部品、機構部品、プリント配線基板、外装部品、機能ユニット等
- ③製造工程において使用する資材：
溶剤、洗浄剤、製版材、刷版材、金型等

(2)製品

- ①DNP グループがサプライヤー様に設計・製造を委託した製品
- ②サプライヤー様から購入し、DNP グループの商標を付して販売・頒布する製品

4.用語の説明

・化学物質(substance)

天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及び化合物

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等

・混合物(mixture)

2種又はそれ以上の化学物質が混合されたもの。調剤(preparation)ともいう。

・アーティクル(article、成形品)

製造中に与えられた特定の形状、表面又はデザインが、その化学組成より、その機能を大きく決定づけているもの。

例：電気電子機器、建装材、書籍、液晶カラーフィルタ、包装材等

- 化学品

単一の化学物質あるいは混合物であって、アーティクルではないもの。

- 含有

化学物質が、意図的であるか否かを問わず、原材料・資材又は製品に含まれること。

- 意図的含有

特定の機能/性能、あるいは品質の維持・向上等を目的として、化学物質を原材料・資材あるいは製品に含有させること。

- 非意図的含有

製品機能上、特定の役割が与えられておらず、目的とする成分以外の未反応原料、反応触媒、指示薬、意図した反応とは異なる反応により生成した副生成物などが含有している状態。

製造から当社に納入されるまでの過程で、納入品中に意図せずに含有されること(コンタミネーションなど)も非意図的含有として扱う。

- 均質材料

機械的な手段によって、異なる材料に分離することができない材料。

例:化合物、ポリマーアロイ、合金、ガラス、印刷・コーティング等によって形成された単層の塗膜等。

(積層体の場合は、構成する各層を均質材料とする)

- JAMPガイドライン

アーティクルマネジメント推進協議会(以下、「JAMP」という)が発行したガイドライン。サプライチェーン全体で、信頼性の高い製品含有化学物質情報の授受を実現するために、製品含有化学物質管理に取り組む各組織が、実施すべき管理の要件が示されている。

JAMPガイドラインは、「chemSHERPA by JAMP」より入手できる。

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

- 管理対象化学物質

製品含有化学物質管理において、管理対象とすべき化学物質。

DNPグループがサプライヤー様に把握・管理をお願いする化学物質は、別表1に示すDNPグループ共通の管理対象化学物質の他に、DNPグループの製品に対する顧客要求、適用法規制、事業の特性等を考慮して、それぞれの発注部門が定める。

- 製品含有化学物質管理基準

製品含有化学物質に関係する法規制及び業界基準等に基づいて、それぞれの組織が定める基準。管理対象化学物質ごとに定められた管理基準を含む。

5. 製品含有化学物質管理に関する要求事項

(1)製品含有化学物質管理体制の構築・運用

製品に含有する化学物質情報を適切に把握・管理するためには、サプライチェーンに関わる全ての事業者が、情報の信頼性を高めるために自社内の管理体制を構築・運用することが重要です。

こうした観点から、JAMP ガイドラインに準拠した製品含有化学物質管理体制の構築・運用をお願いします。

また、別紙に記載する事項にもご留意の上、次項に定める管理対象化学物質及びその管理基準を遵守くださるよう、お願いします。

(2)管理対象化学物質及びその管理基準

- DNPグループの管理対象化学物質を、別表1に決めました。

別表1を参照の上、サプライヤー様がDNPグループに納入する「原材料・資材」又は「製品」(以下、「納入

品」という)が、管理対象化学物質ごとに定められた管理基準を満たすよう、含有化学物質の把握・管理をお願いします。

- ・納入品及び当該納入品を使用するDNPグループの製品の用途、仕向け地、適用法規制、その他要求事項等を勘案して、発注部門が管理対象化学物質を追加し、又は管理基準を変更することがあります。
- ・管理対象化学物質は、下記のとおり「含有禁止」、「含有禁止(予定)」又は「含有管理」に分けて把握・管理することとします。

①含有禁止

国内外の法規制で、製品への使用が禁止又は制限されている物質であり、納入品への含有を禁止する物質です。「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「化審法」という)の第1種特定化学物質に指定されている含有禁止化学物質が、非意図的に含有していることが確認された場合には、直ちに発注部門に報告してください。化審法にもとづく特例処置により、所轄官庁が当該物質を含有していないものとして取り扱うことを認めている場合であっても、報告をお願いします。また、品質管理の観点から、必要に応じて非意図的含有の有無について、調査・確認を依頼することがあります。

RoHS指令の規制対象物質が、意図的、非意図的を問わず、含有していることが確認された場合にも、**報告をお願いします。**

②含有禁止(予定)

化審法の第1種特定化学物質への指定が見込まれる等、今後の規制動向により、含有禁止とすべき物質です。意図的含有かどうかにかかわらず、納入品に含有していることを確認された場合には、直ちに発注部門に報告してください。

③含有管理

納入品への含有を制限するものではありませんが、国内外の法規制や業界基準等に鑑み、DNPグループとして含有の有無、含有量、含有部位等の把握が必要と考える物質です。納入品単位、又は納入品を任意に分割した単位中の含有濃度が0.1wt%を超える物質を把握し、発注部門に報告してください。

- ・管理基準として定める閾値は、下記の方法で算出する納入品中の含有濃度に適用します。

①RoHS指令の規制対象物質については、均質材料ごとに算出する。

②他の物質については、納入品単位、又は納入品を任意に分割した単位ごとに算出する。

- ・サプライヤー様から購入し、DNP グループの商標を付して販売・頒布する製品について、サプライヤー様が独自に製品含有化学物質管理基準を設けている場合、サプライヤー様の製品含有化学物質管理基準に関する情報提供や協議をお願いすることがあります。

(参考)

個々の物質が管理対象化学物質に該当するかどうかは、下記のツールを用いて確認することができます。

chemSHERPAの入力支援ツール:

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

ただし、入力支援ツールによる確認結果が非該当であっても、関連法規制等の対象であることがわかっている場合には、管理対象化学物質として報告してください。

6.運用

(1)本ガイドラインにもとづく評価

1)製品含有化学物質管理

DNPグループの発注部門の指示に従って、製品含有化学物質管理体制の構築・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果を JAMP ガイドラインの附属書チェックシートに記入して提出してください。

2)納入品に含有する化学物質の情報

あらかじめ納入品への管理対象化学物質の含有状況を調査してください。管理対象化学物質は別表1に定めるものに加えて、それぞれの発注部門が追加で指定する場合がありますので、納入品に適用される製品含有化学物質管理基準を発注部門に確認してください。

調査結果は、原則として、「chemSHERPA-CI」及び「chemSHERPA-AI」※を用いて発注部門に報告してください。

※下記 URL よりアクセス可能です。

<https://chemsherpa.net/>

3)評価

いただいた調査結果をもとに、発注部門が要求事項への適合状況を評価します。サプライヤー様の製品含有化学物質管理体制や納入品の含有化学物質情報をより明確に把握するため、上記資料に加えて必要な資料の提出をお願いすることがあります。

(2)DNP グループへの連絡

納入品が下記のいずれかに該当する場合には、直ちに発注部門へ連絡してください。

1)製品含有化学物質管理基準に適合しないことが判明した場合

2)化審法の第1種特定化学物質に指定されている含有禁止化学物質が、非意図的に含有していることが確認された場合

①2)の場合、化審法にもとづく特例処置により、当該物質を含有していないものとして取り扱うことが認められている場合であっても、連絡をお願いします。

②2)により連絡をいただいた場合は、当該納入品及び当該納入品を使用する DNP グループの製品の用途、仕向け地、適用法規制、その他要求事項等を勘案して、個別に対応処置を講じることとします。

3)納入品の原材料・資材、工程、生産設備の変更等により、製品含有化学物質情報に変化が生じる可能性がある場合

4)既に報告済みの含有化学物質情報について、新たな含有が判明した場合、又は報告内容に変更が生じた場合

(3)本ガイドラインの改定

本ガイドラインは、国内外の法規制や業界の動向等を踏まえて、改定することがあります。

以 上

【別紙】

当社への納入品に含有する化学物質を適切に管理し、「5.(2)管理対象化学物質及びその管理基準」を遵守するために、サプライヤー様に特に留意いただきたい事項を、JAMPガイドラインの「5.製品含有化学物質管理のための実施項目」の項目ごとに記載します。

5.1 組織の状況

5.1.1 組織及びその状況の理解

製品含有化学物質管理の有効性に影響を与える課題を明確にする。

＜課題の例＞

製品含有化学物質に関わる国内外の法規制、社会・技術動向、顧客を含む利害関係者の認知・価値観、組織体制、製品及び事業の特性等

5.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

顧客、サプライヤー、外部委託先、業界団体、行政等による、製品含有化学物質管理に関連する要求事項を明確にする。

5.1.3 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定

製品含有化学物質管理の有効性に影響を与える課題、利害関係者の要求事項、自社の取扱い製品等を考慮した上で、自社の製品・事業に関する製品含有化学物質管理の適用範囲を決定する。

5.2 リーダーシップ

5.2.3 組織の役割、責任及び権限

有効な製品含有化学物質管理を実施するために、製品含有化学物質管理に関わる部門の役割、責任及び権限を明確にする。

5.3 計画

5.3.1 リスク及び機会への取組み

以下の事項を考慮して、取り組む必要のあるリスク及び機会を決定する。

①法規制の把握状況

自社製品の仕向け先において適用される法規制の把握状況

自社製品を用いた顧客製品に適用される法規制の把握状況

②自社製品への含有が制限されている物質(含有制限化学物質)の混入が発生しやすい原材料(塗料、インキ、樹脂成型品、めっき、はんだ等)の管理状況

③含有制限化学物質の混入が発生しやすい工程の管理状況

④自社のサプライヤーにおける、②③に関する製品含有化学物質管理の実施状況

5.5 運用

5.5.1 運用の計画及び管理

自社及び顧客の製品含有化学物質管理基準を満たすため、並びに5.3.1で決定した取組みを実施するために必要なプロセスを計画、実施、管理及び維持する。

5.5.2.2 製品含有化学物質管理基準の明確化

顧客要求、取扱い製品の関連法規制、業界基準や事業の特性等を考慮して、自社の製品含有化学物質管理基準を定める。

5.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理

製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるよう、以下の事項を考慮して、設計・開発における製品含有化学物質に関わる管理基準を定める。

- ①塗料、インキ、樹脂成型品、めっき、はんだ等の原材料に、含有制限化学物質が混入する可能性、及び万一混入した場合に、自社製品に及ぼす影響
- ②混入が発生した場合のリスクの大きさに応じた、含有制限化学物質の混入防止策、当該物質が混入した製品の流出防止策等のリスク低減策

5.5.4.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認

- ・自社のサプライヤーを選定する際に、当該サプライヤーの製品含有化学物質管理の状況を確認し、記録する。
- ・取引開始後も、必要に応じて当該サプライヤーの管理状況を再確認し、記録する。
- ・特に、塗料、インキ、樹脂成型品、めっき、はんだ等の含有制限物質の混入が発生しやすい材料を製造又は取り扱う自社のサプライヤーについては、自社が調達する原材料・資材等への含有制限化学物質の混入防止策が十分に講じられているか、確認する。
- ・上記の確認の結果、不具合が確認された場合の処置をあらかじめ定めておく。

5.5.4.3 受入れ時における製品含有化学物質管理

- ・自社のサプライヤーからの受入れ時に、原材料・資材等が自社の定める管理基準に適合していることを確認し、記録する。
- ・確認方法は、入手した製品含有化学物質情報及び当該サプライヤーの管理状況を踏まえて定める。
- ・特に、塗料、インキ、樹脂成型品、めっき、はんだ等の含有制限化学物質の混入が発生しやすい材料については、含有制限化学物質が混入するリスクに応じて、適合確認の方法を検討し、実施する。

5.5.4.4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認

- ・製品の設計・開発、製造等の工程を外部に委託する場合、製品含有化学物質管理基準を遵守できるように、外部委託先の製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を記録する。
- ・特に、塗料、インキ、樹脂成型品、めっき、はんだ等の含有制限化学物質の混入が発生しやすい材料を製造又は取り扱う外部委託先については、自社が調達する原材料・資材等への含有制限化学物質の混入防止策が十分に講じられているか、確認する。

5.5.5.2 誤使用及び汚染の防止

事業所内で含有制限化学物質を取り扱う場合には、当該物質の自社製品への混入防止策を講じる。

5.5.5.3 識別及びトレーサビリティ

製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるよう、適切な手段によって、製品含有化学物質情報のトレーサビリティを確実にする。

5.5.6 変更の管理

- ・自社及び顧客が定める管理対象化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出する。
- ・抽出された変更について、製品含有化学物質情報の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に自社及び顧客の製品含有化学物質管理基準を満たすことを確認する。
- ・上記の変更管理の手順を文書化するとともに、変更が行われた場合は、その内容及び結果を記録する。

5.5.7 製品の引渡し

- ・納入品の引渡し時には、製品含有化学物質に関わる管理基準を満たすことを確認した上で、その結果を記録し、製品を引き渡す。
- ・上記の管理基準には、受入れ時及び製造工程における製品含有化学物質に関わる管理基準への適合性確認の結果も含める。
- ・倉庫においても誤出荷・汚染のないように管理する。

5.5.8 不適合品発生時における対応

- ・製品含有化学物質に関し、不適合品をDNPグループに納入した場合は、直ちに発注部門に報告するとともに、当該不適合品により生じる被害を防止するために必要な処置を講じる。
- ・不適合品発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、不適合品発生時の対応手順を定め、自社内に周知する。

以 上

改定履歴

2004.03.26	DNP グループ化学物質管理基準 制定
2006.03.17	DNP グループ管理対象物質改定 カドミウム、六価クロム、水銀、鉛について、RoHS 規制の閾値に準じた含有量基準値に改定
2007.03.27	DNP グループ管理対象物質改定 ベリリウムに関して、一部の用途で「製品含有管理」を認可
2008.03.19	DNP グループ管理対象物質改定 管理対象物質 29 物質から 24 物質へ変更 マグネシウム及びその化合物、銅及びその化合物、金及びその化合物、パラジウム及びその化合物、銀及びその化合物の5物質を「製品含有管理」から削除
2013.12.12	化学物質管理基準から化学物質管理ガイドラインに改定 化学物質に関するグリーン購入ガイドライン 制定
2017.11.14	DNP グループ管理対象化学物質 対象物質及び基準改定 フタル酸エステル類 RoHS 指令規制対象物質の基準改定
2019.03.12	JAMP から chemSHERPA への移行に伴い、関連箇所を変更 (関連法規、記号を変更・追記) No.02:ポリ塩化ナフタレンは、塩素数 3 以上を 2 以上に変更 管理対象物質 29 物質から 28 物質へ変更 ポリ塩化ビニルを「製品含有管理」から削除 項目追加:3. 適用範囲(2)製品の②()内文書
2021.11.9	DNP グループ管理対象物質改定 管理対象物質 28 物質から 29 物質へ変更 ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)又はその塩を追加 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物の※2 変更 ニッケル及びその化合物の※5 追加
2024.5.7	・アーティクルマネジメント推進協議会「製品含有化学物質管理ガイドライン第 4.0 版」を受けて、5.製品含有化学物質管理のための実施項目を改定 ・管理対象物質 29 物質(群)から 46 物質(群)に変更 含有禁止(予定)を新設し、1 物質(群)を指定 ・管理基準 含有禁止化学物質のうち、化審法の第1種特定化学物質に指定されているものの管理基準を、「意図的含有なきこと」から「意図的含有:なきこと、非意図的含有:要報告」に変更